

SEITOKU 修学支援制度

～本学独自の修学支援制度が出来ました～（下例：大学の場合）

入学金減免 Ⅰ区分 30,000 円 Ⅱ区分 20,000 円 Ⅲ区分 10,000 円	+	授業料減免 Ⅰ区分 110,000 円 Ⅱ区分 73,400 円 Ⅲ区分 36,700 円	+	学費給付 Ⅰ区分 51,000 円 Ⅱ区分 34,000 円 Ⅲ区分 17,000 円	=	最大年額 191,000 円
--	---	---	---	---	---	------------------------------

令和元年 5 月 10 日、「大学等における修学の支援に関する法律」が発表になり、真に支援が必要な方に対する支援が始まりました。本学では、大学・短大卒業資格取得や免許・資格取得希望の方に学びを提供するべく、本学独自に支援を準備しました。本学の質の高い教育により、将来の夢を叶えてください。

【対象】

入学区分等	申請条件
① 令和 4 年度春学期入学：1 年次入学生 ② 令和 3 年度以前春学期入学：1 年次からの入学生	* 高等学校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学に入学した日までの期間が 2 年を経過していない方 * 高等学校卒業程度認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が 5 年を経過していない者（5 年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む）であって、合格した年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が 2 年を経過していない方 ※就学支援を受けていた大学等から本学の 1 年次に入学する場合や、過去に認定取り消しを受けたことがある方は、対象とはなりません。
③令和 4 年度春学期入学：3 年次編入学生 ④令和 3 年度以前春学期入学：3 年次編入学生	* 「大学等における就学の支援に関する法律」第 7 条第 1 項の確認を受けた大学等及び法律に準じた就学支援を行っている大学等において授業料等の減免及び学資給付金の給付を受けていた学生が本学に転学・編入学した場合で、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学した日までの期間が 1 年を経過していない方

※この他、学力、収入、資産等の条件があります。詳細は次頁以降をご覧ください。

【令和 4 年度春期受付期間】

春学期受付期間	令和 4 年 3 月 22 日（火）～令和 4 年 5 月 27 日（金）
---------	---------------------------------------

※秋学期新入生、及び秋学期入学の在学生用の申請受付期間は、別途ご案内いたします。

【注意】

- ※本修学支援制度は国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同じ内容の、本学独自の制度となります。
- ※正科生が対象となり、課程正科生・科目等履修生は対象にはなりません。申請要件詳細につきましては、次頁を参照ください。また、複数の大学・専門学校等に所属をしている方は、国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同内容となりますため、いずれか 1 校での申請しかできません。複数校での申請をしないよう、ご注意願います。
- ※SEITOKU 指定施設推薦奨学制度と本制度を申請される場合、入学金の減免は重複適用できません。いずれか片方での減免となります。
- ※入学時に社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得における実習免除申請をされる場合、課程履修費は減額後の金額に適用されます。
- ※本修学支援金は入学手続き前には振り込みされません。入学時納付金（免許・資格取得希望者は課程履修費含む）はご自身での納入が必要となります。入学時の支援金につきましては、後期以降の学費に充当させていただきます。（残額が発生した場合は、卒業時に返金します）

令和 4 年度春学期入学学生は、本学通信教育部へ出願・入学許可を受けたい、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。また、在学学生は、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。

＜修学支援申請条件＞下記①～⑤の各条件に該当している方

申請条件	申請条件詳細
①本学入学までの期間	表紙【対象】条件参照
②学業成績等	【1 年次入学生】下記①～③のいずれかに該当する方 ①高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上である ②高等学校卒業程度認定試験の合格者である ③本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる 【在学生】下記①②のいずれかに該当する方 ①前年度までの学業成績（累積）において、標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数☆）以上を修得し、その GPA が標準単位数以上を修得している学生のうち所属学科の上位 2 分の 1 である ②修得単位数が標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数）以上であり、本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる（ただし、在学中の学業成績が 4 頁注意事項の「廃止」の区分に該当する場合には対象とならない）
③家計の経済状況等	学生本人と生計維持者それぞれについて、以下の計算式により算出された額を合算した額により、支援対象を第Ⅰ～Ⅲ区分に分けます。 下記計算式により、第Ⅰ～Ⅲ区分のいずれかに該当する方 （計算式） 市町村民税の所得割の課税標準額×6％－（調整控除の額＋税額調整額）※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に 3/4 を乗じた額となります。 第Ⅰ区分（標準額の支援対象）：100 円未満※ ※市町村民税所得割が非課税となる方（税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある）を含む。 第Ⅱ区分（標準額の 2/3 支援対象）：100 円～25,600 円未満 第Ⅲ区分（標準額の 1/3 支援対象）：25,600 円～51,300 円未満
④資産	学生本人とその生計維持者（原則父母）の保有する資産の合計額が、下記①または②の基準額に該当すること ①生計維持者が 2 人の場合：2,000 万円未満 ②生計維持者が 1 人の場合：1,250 万円未満 ※生計維持者について：父母がいる場合にあっては、父母を生計維持者とする。収入の有無・多寡を問わず父母がいる場合は両親（2 名）が、ひとり親の場合は父又は母のみを生計維持者とする。また、父母がいない場合にあっては、父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者を生計維持者とする。当該者がいない場合（独立生計の場合）は、学生本人を生計維持者とする。社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合は、父母の有無を問わず、独立生計と見なす。 ※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券、投資用資産として保有する金銀等の合計額（不動産は対象としない）
⑤国籍・在留資格等	下記①～④のいずれかに該当する方 ①日本国籍を有する方 ②「法定特別永住者」として本邦に在留する方 ③「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留する方 ④在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある方

〈提出書類〉「様式」は巻末に添付されています。様式番号を確認の上、必要書類を記入してください。

入学区分等	提出書類
①令和 4 年度春学期入学：1 年次入学生 ②令和 3 年度以前春学期入学：1 年次からの入学生	（1）高等学校在学時に日本学生支援機構の予約採用を申請済みの方：下記①②を両方を提出してください。 ①日本学生支援機構から発行された「採用候補者決定通知」（大学提出用） ②「認定申請書」（様式 1） （2）前号に該当しない、入学後 1 年を経過していない方：下記①～③すべてを提出してください。 ①「認定申請書」（様式 1） ②高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定が確認できる「調査書」（出願時に提出済みの場合は不要）または、「学修計画書」（様式 11） ③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」 （3）入学後 1 年以上を経過した方：下記①～③すべてを提出してください。 ①「認定申請書」（様式 1） ②「学修計画書」（様式 11） ③ 学生本人及び生計維持者の「所得証明書」
③令和 4 年度春学期入学：3 年次編入学生 ④令和 3 年度以前春学期入学：3 年次編入学生	下記①～④すべてを提出してください。 ①「転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書」（様式 9） ②学生本人及び生計維持者の「所得証明書」 ③「授業料等減免の対象者の減免の状況に関する報告書」（様式 10）（異動元の大学様等に記入してもらってください。） ④「学修計画書」（様式 11）

〈修学資金採用の流れ〉

①修学支援申請書類提出：5 月 27 日（金）消印有効

※必要書類の詳細は、本冊子 2 頁をご覧ください。

↓（適格認定の実施）

②就学支援認定結果の通知：7 月中旬頃

※就学支援申請者に認定可否の結果を通知します。適格認定された方には、すでにお支払いいただいている入学金・授業料等（在学学生は授業料等）に充当した結果を通知いたします。

↓

③就学支援継続願の提出：（毎年）6 月末日、及び 3 月末日までに

※翌年度支給にあたっては、学業成績・学習意欲、及び収入、資産の確認を行います。

収入・資産の確認：毎年 6 月末日までに

学業成績・学習意欲の確認：毎年 3 月末日までに

※必要書類の提出がない場合には、適格認定の判定が行われませんので、当該学期の就学支援が停止されます。

※また、就学支援が不要になった場合は、本人からの申し出により、就学支援を停止します。

↓（次年度適格認定の実施）

④次年度就学支援継続判定結果の通知：（毎年）5 月頃

※次年度の就学支援継続申請者に認定可否の結果を通知します。適格認定された方には、充当した結果を通知いたします。



② 卒業（支援金残額が発生した場合には返金）

〈支援を受けるにあたっての注意事項〉

① SEITOKU 奨学制度を利用して学業に励む方は、奨学生としての自覚をもって学業に励んでください。

② 入学後、次のいずれかに該当する場合、就学支援の適用を取り消します。（廃止）

- ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数（2 頁☆参照）の 5 割以下の場合
- ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が 5 割以下であること、その他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
- ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合

③ 入学後、次のいずれかに該当する場合、【警告】を行い、それを連続（年）で受けた場合には、就学支援の適用を取り消します。

- ・修得した単位数の合計数が標準単位数（2 頁☆参照）の 6 割以下の場合（②の「廃止」区分に該当する者を除く）
- ・GPA が学科における下位 4 分の 1 の範囲に属する場合
- ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が 8 割以下であること、その他の学習意欲が低い状況にあると認められる場合（②の「廃止」区分に該当する者を除く）

※上記に該当する場合で、傷病・災害等のやむを得ない事由がある場合は、理由書を提出すること。

④ 就学支援を受けている学生が休学した場合、就学支援は停止します。また、就学支援を受けている学生が本人事由により退学した場合、年額で支給している学費給付金額から退学翌月以降分の給付金は返還いただきます。

⑤ 就学支援を受けている学生が、懲戒としての退学・停学又は戒告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下記の通り就学支援の取消し又は停止を行います。

- ・退学、停学（3 月以上または期限の定めのないもの）：就学支援の取消
- ・停学（3 月未満のもの）、戒告：就学支援の停止

※就学支援を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で就学支援の取消を行います。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って就学支援を取り消し、すでに減免及び学資給付金として充当を行った授業料等を徴収します。

※就学支援を停止することとなる懲戒処分を受けた場合、以下の通り就学支援を停止します。なお、懲戒処分による就学支援停止の期間は、就学支援の期間に通算されます。（延長はありません。）

- 1 カ月以上の停学処分の場合：当該停学期間の就学支援を停止
- 1 カ月未満の停学処分及び戒告処分の場合：当該処分日を始期として 1 月分の就学支援を停止

⑥ 在留資格について：就学支援期間中に在留資格が満了する方について、在留期間が更新されているか、また、在留資格変更の有無の確認をいたします。要件を満たさなくなった場合には、就学支援を停止します。

⑦ 日本学生支援機構【給付】奨学金の給付を受けている方の本学就学支援制度との適用について：日本学生支援機構給付奨学金の給付を受けている方については、本学学資支給金から日本学生支援機構給付奨学金として給付されている額を差し引いた額を支給します。

⑧ 転籍学生の対応について：就学支援を受けている者が、通学課程から通信教育課程へ転籍した場合は、必要に応じてその時点で就学支援区分を見直します。該当学生は①「認定申請書」（様式 1）、「②「学修計画書」（様式 11）③ 学生本人及び生計維持者の「所得証明書」を提出してください。

⑨ 家計の急変に伴う就学支援の申請について：予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）に緊急に就学支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認されれば、就学支援の対象とすることができます。（該当者は、本学就学支援細則第 25 条詳細にて確認いただきます。）

⑩ 虚偽申告について：申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合は、就学支援を打切るほか、それまでに支援を受けた額の全額をただちに返還いただきます。

〈支援額について〉各区分に該当する金額が減免・給付の支援額となります。

(大学)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分に該当する方	30,000 円	110,000 円	51,000 円	191,000 円
第Ⅱ区分に該当する方	20,000 円	73,400 円	34,000 円	127,400 円
第Ⅲ区分に該当する方	10,000 円	36,700 円	17,000 円	63,700 円

(短大)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分に該当する方	30,000 円	94,000 円	51,000 円	175,000 円
第Ⅱ区分に該当する方	20,000 円	62,700 円	34,000 円	116,700 円
第Ⅲ区分に該当する方	10,000 円	31,400 円	17,000 円	58,400 円

※入学金減免は、入学時のみの対象となります（３年次編入学生は、前大学等にて減免を受けていたら、本学では対象となりません。）。２年目も支援の対象となる方は、②授業料減免及び③学費給付が対象となります。

※就学支援を受けられる期間は１年次入学生は本学入学から４年間、３年次編入学生は本学入学から２年間となります。

※①入学金減免、及び②授業料減免・③学費給付の対象となる範囲・金額は次頁の通りとなります。【本学学費への充当】により、お支払いをさせていただきますため、ご本人様のお手元に届くものではございませんことを、ご注意願います。

〈支援の対象となる範囲・金額〉学生募集要項「納付金等について」参照

(大学)

■納付金等について〔正科生・課程正科生〕

(単位：円)

項目	正科生1年次		正科生2・3・4年次(各年次)		備考	
	正科生3年次編入学		正科生4年次			
	課程正科生3年次					
	入学時	後期				
①学費等(円)	入学金	30,000	—	—	—	①入学金減免
	授業料	55,000	55,000	55,000	55,000	②授業料減免
	施設費	6,500	6,500	6,500	6,500	
	補助教材費	8,000	—	8,000	—	
	小計	99,500	61,500	69,500	61,500	③学費給付
	規定用品費	5,000	—	—	—	
	研究補助経費	5,000	—	—	—	紀要閲覧、文献参照補助、質問対応等
	学友会費	1,100	—	—	—	
	同窓会費	10,000	—	—	—	(正科生) 通信教育部卒業生の同窓会費、連合同窓会費含む (課程正科生) 通信教育部同窓会での学習支援行事等の補助費
	小計	21,100	—	—	—	
その他	学習管理費	8,000	—	8,000	—	通信科目の教材費、レポート用紙費、科目終了試験受験料、学生教育研究災害障害保険料・学研災付帯賠償責任保険料
合計	128,600	61,500	77,500	61,500		
年額	190,100		139,000			
正科生 4年間合計 607,100円 正科生3年次編入学学生 2年間合計 329,100円 課程正科生 2年間合計 329,100円						

※正科生2年次編入学学生の納付金は、上記の1年次および3・4年次金額と同額となります。(3年間合計 468,100円)
※学習管理費に含まれる教材費、科目終了試験受験料は履修上限科目数分までとなります。
※入学時納付金は「入学許可証」と同時に送付される振込用紙を使用して、銀行、信用金庫からお振込みください。

②課程履修費(円)	免許・資格	課程履修費	該当する学科
	幼稚園教諭一種(課程正科生は二種もあり)	40,000	児童学科
	小学校教諭一種(課程正科生は二種もあり)	60,000	
	養護教諭一種	40,000	社会福祉学科
	高等学校教諭一種(福祉)	60,000	
	中学校教諭一種(国語・社会・英語)(課程正科生は二種もあり)	40,000	文学科
	高等学校教諭一種(英語・国語・地歴・書道)	40,000	
	保育士資格	60,000	児童学科
	公認心理師受験資格(大学必要科目)	70,000	心理学科
	社会福祉士受験資格	60,000	社会福祉学科
	精神保健福祉士受験資格	60,000	
	図書館司書資格	20,000	児童学科・心理学科・社会福祉学科・文学科 (学芸員課程正科生は文学科)
	学芸員資格	60,000	
	介護等体験実習	20,000	小免・中免を取得する場合

※入学許可後、履修登録と併せて課程登録をします。この手続きをすることによって、各種免許状・資格を取得するための科目・実習を履修することができます。(実習費を含む)
※複数の教員免許状を取得する場合、一部課程履修費が減額される場合があります。
例) ①幼一種+小一種取得 100,000円⇒80,000円
②同一教科の中・高免許[中一種(国語)+高一種(国語)]を取得 80,000円⇒40,000円
③中一種(社会)+高一種(地歴)を取得 80,000円⇒60,000円
④短期大学を卒業して幼、小、中二種免許状所有者が、同種の一つ免許状を取得する場合は、課程履修費は半額になります。(養護二種は該当しません)
※社会福祉士、精神保健福祉士受験資格取得に際し、実務経験により実習が免除される場合は課程履修費は各20,000円となります。
※上記課程履修費は、履修登録の後に納入していただきます。

③その他の費用(円)	内容	金額	摘
1. 面接授業(スクーリング)科目の受講料	本学	1単位 4,000~5,000	スクーリング科目は別途があります。 ※実験、実習科目など一部10,000円となります。
	エリア	1単位 8,000~10,000	
2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	本学	1回 2,000	初等教科研究・音楽実技費用です。幼・小免、保育士試験受験料は対象外
	地方	1回 4,000	

※1、2の費用は受験、受講申込時の納入となりますので、入学時には徴収されません。

(短大)

■納付金等について

①学費等

(単位：円)

項 目	正科生1年次		編入学	正科生2年次		正科生3年次		備 考
	入学時	後 期	①入学金減免	編入学2年次	後 期	編入学3年次	前 期 後 期	
入 学 金	30,000	—	65,000	—	—	—	—	②授業料減免
授 業 料	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	③学費給付
教育充実費	14,500	6,500	14,500	14,500	6,500	14,500	6,500	
学力考査等 学習支援費	6,000	—	—	—	—	—	—	
小 計	97,500	53,500	126,500	61,500	53,500	61,500	53,500	
規 定 用 品 費	5,000	—	5,000	—	—	—	—	
研究補助経費	5,000	—	5,000	—	—	—	—	紀要閲覧、文献参照補助、質問 対応等
学 友 会 費	1,100	—	900	—	—	—	—	
同 窓 会 費	10,000	—	10,000	—	—	—	—	通信教育部卒業生の同窓会費 連合同窓会費含む
小 計	21,100	—	20,900	—	—	—	—	
学 習 管 理 費	8,000	—	8,000	8,000	—	8,000	—	通信科目の教材費、レポート用紙 費、科目終了試験受験料、学生 教育研究災害障害保険料・学研 災付帯賠償責任保険料
合 計	126,600	53,500	155,400	69,500	53,500	69,500	53,500	
年 額	180,100			正科生2年次合計 123,000 208,900		123,000 123,000		正科生 3年間合計 426,100円 2年次編入学 2年間合計 331,900円

②課程履修費

短大卒業のほかに、免許・資格を取得する方は、下記の課程履修費の納入が入学時に必要となります。
この手続きをすることによって、免許・資格を取得するための科目・実習を履修することができます。

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
幼稚園教諭二種免許状	30,000	実習費含む
保育士資格	60,000	実習費含む
図書館司書資格	40,000	

③その他の費用

①、②以外に下記の費用が必要となり、それぞれの申込時に納入します。(入学時には徴収されません。)

	金 額	備 考
1. 面接授業(スクーリング) 科目の受講料	本 学 1単位 4,000~5,000	※スクーリング科目は別途教材費が 発生します。 ※実習科目など一部科目は1単位 あたり10,000円です。
	エ リ ア 1単位 8,000~10,000	
2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	本 学 1回 2,000	音楽Ⅰ(ピアノ)の試験・レッ スン受講料は対象外です。
	地 方 1回 4,000	
3. 司書科目スクーリング受講料	本 学 1科目 8,000	
4. 「聖徳教育(卒業総合面接)」受講料	本 学 11,000~23,000	卒業予定者を対象に、学習の総仕上げとして2泊3日の卒業 総合面接を受講していただきます。

【申請書類提出先】

〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬 550 (5号館2階)

聖徳大学通信教育部(大学・短大) 修学支援担当 宛

お問合せ先：047-365-1200

学校法人東京聖徳学園修学支援認定申請書

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 学長 川並 弘純 様

下記のとおり修学支援制度の申請をいたします。申請にあたっては、学生としての本分を達成することとはもとより、修学支援の趣旨を尊重し、規則等を遵守します。

令和 年 月 日

①申込者情報

本人	所 属	学部 学科 コース 年						
	学籍番号							
	氏 名	Ⓜ			生年月日	平成 年 月 日		
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
	奨 学 金 利用状況	日本学生支援機構奨学金の利用有無について、新入生は採用候補となっている奨学金、2 年生以上の学生は現在利用している奨学金を○で囲んでください。 第一種奨学金 第二種奨学金 給付奨学金						
生活保護 の 有 無	いずれかを○で囲んでください。 受給している 受給していない							
生計維持者 1	氏 名	Ⓜ		生年月日 (和暦)	年 月 日		本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
	勤 務 先				勤務先電話番号	()		
障がいの 有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である							
生計維持者 2	氏 名	Ⓜ		生年月日 (和暦)	年 月 日		本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
	勤 務 先				勤務先電話番号	()		
障がいの 有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である							

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所

児童自立支援施設に入所

児童心理治療施設に入所

自立援助ホームに入所

里親に養育

ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 万円 有価証券 万円

現金 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）

貴金属等

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

学校法人東京聖徳学園修学支援
転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 学長 川並 弘純 様

下記のとおり修学支援の申請をいたします。申請にあたっては、学生としての本分を達成することはもとより、修学支援の趣旨を尊重し、規則等を遵守します。

令和 年 月 日

①申請者情報

本 人	所 属	学 部 学 科 コ ー ス 年				
	学籍番号					
	氏 名	Ⓜ		生年月日	平成	年 月 日
	現 住 所	〒(-)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	前在籍校名					
	在籍期間	入学年月（西暦） 年 月		在籍していた最終年月（西暦） 年 月		
	生活保護の有無	いずれかを○で囲んでください。 受給している 受給していない				
修学支援利用状況	前在籍校で受けていた修学支援で該当するものを○で囲んでください。 第Ⅰ区分 第Ⅱ区分 第Ⅲ区分					
奨 学 金 利用状況	日本学生支援機構奨学金の利用有無について、新入生は採用候補となっている奨学金、2 年生以上の学生は現在利用している奨学金を○で囲んでください。 第一種奨学金 第二種奨学金 給付奨学金					
生 計 維 持 者 1	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(-)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	勤 務 先	勤務先電話番号 ()				
	障がいの有無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				
生 計 維 持 者 2	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(-)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	勤 務 先	勤務先電話番号 ()				
	障がいの有無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所

児童自立支援施設に入所

児童心理治療施設に入所

自立援助ホームに入所

里親に養育

ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 万円 有価証券 万円

現金 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）

貴金属等

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

聖徳大学長 殿

大学名：
学長名：

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ		本学に入学した年度	令和 年 月
氏 名			
所属学部・学科等(本学)		修業年限(本学)	年
所属学部・学科等(貴学)		貴学に転学・編入学した年度	令和 年 月

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として認定した年月	令和 年 月
授業料を減免した期間	令和 年 月 月～令和 年 月 (計 月間)
入学金の減免	有 無
授業料等減免対象者として認定の取消し	有 無 (認定取消しとなった年月) 令和 年 月
授業料等減免対象者としての認定の効力の停止	有 無 (認定効力停止となった年月) 令和 年 月～令和 年 月
(認定の効力の停止が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択) ☐ 休学を認められた。(令和 年 月～令和 年 月(予定)) ☐ 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けた。 ☐ 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ省令第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなった。 ☐ 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。 ☐ 本学(本校)が定める日までに減免継続願を提出しなかった。 ☐ 本学(本校)が定める日までに〇〇〇〇〇の届出(提出)を行わなかった。	
直近の適格認定における学業成績の判定を実施した年月	令和 年 月
適格認定における学業成績の判定【警告】	有 無 (警告となった年月) 令和 年 月
(学業成績の判定【警告】が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択) 事由 ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下 ☐ G P A等が学部等における下位4分の1に該当 ☐ 学修意欲が著しく低い状況	

備考(特記事項)

学修計画書

(様式 11)

申請者 氏名	フリガナ			
学部・学科・学年	学部	学科	コース	年

1. 学修の目的（将来の展望を含む。）

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（１）から（３）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400 文字程度）

- (1) 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。
- (2) 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- (3) 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The paper appears to be from a notebook or a set of legal pads.

2. 学修の計画

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。(200～400 文字程度)



